

## 綾瀬市公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (要綱の遵守)

第2条 地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等をいい、綾瀬市にあっては綾瀬市の関係部局をいう。以下同じ。）の長は、この要綱を遵守して法第2章に係る事務の円滑かつ適切な運用に努めるものとする。

### (用地取得計画書の作成等)

第3条 地方公共団体等は、法により用地を取得する計画がある場合は、用地取得計画書（第1号様式）を作成し、年度当初に綾瀬市長（以下「市長」という。）に提出できるものとする。

2 地方公共団体等が前項の用地取得計画を変更したときは、速やかに変更後の用地取得計画書を市長に提出するものとする。

### (届出書等に添付すべき図書)

第4条 法第4条第1項に規定する土地の有償譲渡に係る届出又は法第5条第1項に規定する地方公共団体等による土地の買取りを希望する旨の申出（以下「届出等」という。）をしようとする者は、土地有償譲渡届出書（同法施行規則（昭和47年建設・自治省令第1号。以下「規則」という。）別記様式第1）又は土地買取希望申出書（規則別記様式第2）（以下「届出書等」という。）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号の図書については省略し、又は他の図書をもって代えることができる。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面又は公図の写し
- (4) 実測図
- (5) 土地登記簿謄本の写しその他登記情報を確認できる図書
- (6) その他必要と認めるもの

### (届出書等の受理)

第5条 市長は、届出書等の提出があったときは、当該届出書等の内容を確認し、適正と認めたときにこれを受理するものとする。

2 前項により届出書等を受理したときは、当該届出書等に受理印を押し、届出等をした者に写しを交付するとともに、届出等整理簿（第2号様式）に記載するものとする。

（届出書等の内容の通知）

第6条 市長は、前条の届出書等を受理したときは、地方公共団体等に対して、第3号様式により、直ちにその内容を通知するものとする。ただし、用地取得計画等に照らして届出等に係る土地（以下「当該土地」という。）の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等には通知しない。

（買取り希望の有無についての申出）

第7条 前条の通知を受けた地方公共団体等は、当該土地の買取り希望の有無を、第4号様式により、1週間以内に市長に申し出るものとする。

2 期限までに前項の申出を行わない地方公共団体等は、買取りの希望がないものとみなす。

（買取り協議を行う地方公共団体等の決定等）

第8条 市長は、前条により当該土地の買取りを希望する旨の申出があったときは、当該土地の買取りの目的等を勘案して、法第6条第1項に規定する買取りの協議を行う地方公共団体等（以下「協議団体」という。）を決定し、当該届出等があった日から起算して3週間以内に、届出等をした者及び協議団体に対して、第5号様式により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、当該土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対して、第6号様式により、直ちにその旨を通知するものとする。

（届出書等の保管）

第9条 市長は、届出書等及びそれに添付された図面を、法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管するものとする。

（買取りの協議）

第10条 第8条第1項の通知を受けた協議団体は、当該届出書等に係る土地の買取りについて、届出等をした者と速やかに協議するものとする。

（買取り協議の結果報告）

第11条 協議団体は、前条の協議の結果を、土地買取協議結果報告書（第7号様式）により市長に遅滞なく報告するものとする。なお、協議が成立した場合には、当該報告書に契約書の写しを添付するものとする。

（国土利用計画法に基づく届出の特例）

第12条 法第4条第3項の規定により、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の4第1項及び第27条の7第1項の規定による届出を、法第4条第1項の規定による届出とみなす場合の処理については、神奈川県知事が定める国土利用計画法に基づく届出に係る事務処理要綱によるほか、別に定める要綱によるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

用地取得計画書

地方公共団体等名 \_\_\_\_\_

買取りを希望する土地の所在及び地番	買取りを希望する土地の面積（㎡）	買取りの目的	事業施行（予定）者	事業施行（予定）年度	用途地域



第3号様式（第6条関係）

## 届出等通知書

第 号  
年 月 日

地方公共団体等名

綾 瀬 市 長 印

公有地の拡大の推進に関する法律の { 第4条第1項  
第5条第1項 } の規定に基づく届出等を  
別紙（写）

のとおり受理しましたので、買取り希望の有無を        年        月        日（ ）まで  
に申し出てください。

なお、買取り希望がある場合には、「公拡法第9条第1項に規定する事業への  
該当性」「事業化の見込みの確実性」「買取りの必要性」「財政的な裏づけ」に  
ついて明記した概要書及び必要資料を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

## 土地買取りについての申出書

第 年 月 日 号

（宛先）綾 瀬 市 長

地方公共団体等の長 印

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理要綱第6条の規定に基づき

通知のあった土地について  $\left\{ \begin{array}{l} \text{買取りをしたい} \\ \text{買取りの予定がない} \end{array} \right\}$  ので申し出ます。

- 1 届出等人の住所及び氏名
- 2 届出等に係る土地の所在及び地番
- 3 届出等に係る土地の面積
- 4 買取りの目的または買取りをしない場合の理由

第5号様式（第8条関係）

## 土地買取協議通知書

第 号  
年 月 日

様

綾瀬市長 印

公有地の拡大の推進に関する法律  
等のあった  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第4条第1項} \\ \text{第5条第1項} \end{array} \right\}$  の規定に基づき届出

土地について、同法第6条第1項の規定に基づき買取りの協議を行う地方公共団等を次のとおり決定したので通知します。

- 1 届出等をした者の住所及び氏名
- 2 届出等に係る土地の所在及び地番
- 3 届出等に係る土地の面積
- 4 買取りの協議を行う地方公共団体等
- 5 買取りの目的




第6号様式（第8条関係）

## 土地買取協議団体不在通知書

第 号  
年 月 日

様

綾瀬市長 印

公有地の拡大の推進に関する法律 { 第4条第1項  
第5条第1項 } の規定に基づき届出  
等のあった

次の土地については、買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

- 1 届出等をした者の  
住所及び氏名
- 2 届出等に係る土地  
の所在及び地番
- 3 届出等に係る土地  
の面積


第7号様式（第11条関係）

## 土地買取協議結果報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

地方公共団体等の長 印

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理要綱第8条第1項の規定に基づき通知を受けた土地について、買取りの協議が【成 立】となりま  
【不 成 立】  
したので報告します。

- 1 届出等人の住所及び氏名
- 2 届出等に係る土地の所在及び地番
- 3 届出等に係る土地の面積
- 4 買取りの目的
- 5 契約年月日、契約金額及び契約面積
- 6 買取協議不成立の場合はその理由